

事 務 連 絡
令和 5 年 2 月 7 日

放課後児童健全育成事業運営事業者
代表者 様

川口市子ども部子ども総務課長

川口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正予定について

日頃より、本市の児童福祉事業にご理解、ご協力を賜り御礼を申し上げます。

さて、国が定める「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が改正されたことに伴い、本市が定める「川口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部を改正する予定でございますので、あらかじめお知らせいたします。

現時点での改正概要は、別添のとおりとなりますので、ご確認をお願いいたします。

なお、詳細につきましては、後日、各担当よりご連絡いたします。

担当

(民間放課後児童クラブ)

子ども部青少年対策室

電話：048-258-1115

(公設放課後児童クラブ)

学校教育部学務課

電話：048 259-7659